平成２５年（フ）第８２号
群馬県藤岡市藤岡甲179番地
債務者　馬場由美子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第３６号
千葉県銚子市清川町４丁目1064番地　Ｃ－Ｒａｉｌ１104号室
債務者　大胡　好男
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第３７号
千葉県銚子市清川町４丁目1064番地　Ｃ－Ｒａｉｌ１104号室
債務者　大胡　一枝
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１１号
釧路市愛国東２丁目27番２号　大町マンション201号室
債務者　川村　　徹
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第６７号
釧路市若松町14番14号
債務者　佐藤　芳春
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第８７号
北海道中川郡幕別町本町73番地の２
債務者　近藤千代子
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第３９２号
東京都福生市大字福生2168番地
債務者　呉美惠子こと　呉　　美惠
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６３７号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目６番地５
債務者　越川　愛子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３６号
横浜市南区六ツ川３丁目114番地４　六ツ川台団地２街区６棟206号
債務者　長岡　美惠（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
愛媛県八幡浜市保内町宮内１番耕地371番地
債務者　北田　　慶
1　決定年月日時　平成25年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月12日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第２５７号
埼玉県比企郡ときがわ町大字五明178番地
破産者　東神精工株式会社
1　決定年月日　平成25年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２６４号
北海道紋別郡興部町字興部205番地
破産者　旭興貨物運送有限会社
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３１号
東京都台東区雷門２丁目19番17号
破産者　株式会社サウザー
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１９９号
岡山市北区一宮347番地、旧住所岡山市北区辛川市場292番地４
破産者　藤原　鈴子
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４４号
岡山県倉敷市亀山464番地
破産者　有限会社ベン
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
秋田県横手市平鹿町下鍋倉字下川端29番地
破産者　有限会社菅㊒商事
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第５９２号
金沢市保古町ニ164番地
破産者　株式会社坂下組
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２２６号
静岡県浜松市東区西塚町313番地の４
破産者　株式会社フヂノ
1　決定年月日　平成25年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係